

平成 28 年 3 月 10 日

消費者庁次官 川口 康裕 様  
加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会  
座長 森光 康次郎 様  
農林水産省消費・安全局長 小風 茂 様

一般社団法人 北海道消費者協会  
会 長 橋 本 智 子  
( 公 印 省 略 )

### 加工食品の原料原産地表示の拡充に関する要請

国は、TPP 合意を受けて制定した「総合的な TPP 関連政策大綱」において、「原料原産地表示について、実行可能性を確保しつつ、拡大に向けて検討する」とし、「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を設置して、今後の対応方策について検討を始めたと承知しています。

加工食品の原料原産地表示は、消費者への適切な情報伝達の一つであり、かつ食品を選択する際の極めて重要な情報です。しかしながら、現在、原料原産地表示が義務化されている加工食品は、22 食品群と農産物漬物など 4 品目と限定され、黒糖及び黒糖加工品とこんぶ巻が追加されてから対象品目の拡大はなく、消費者としては十分な情報が得られない状況が続いていると認識しています。

また、過去において加工食品の原料原産地表示の拡大は食品安全委員会や食品表示一元化検討会で議論されてきましたが拡大への道筋がみえていません。このため今後、輸入食品の増加が見込まれる中で、消費者が安全・安心な国産農林水産物・食品に信頼を寄せて選択できるよう、次のことを強く求めます。

### 記

#### 1. 義務表示対象品目の拡大・強化を行うこと。

現在、義務表示対象品目の選定要件は、「①原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されると一般に認識されている品目のうち、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品」とされているが、日常の商品購入時においては原料原産地表示が目安となるため、選定要件を緩和し、義務表示対象品目の拡大・強化を求める。

#### 2. 義務表示対象品目の選定要件の重量割合を引き下げること。

義務表示対象品目の選定要件にある「単一の農畜水産物の重量の割合が 50%以上である商品」のままでは、複数の農畜水産物を用いた加工食品では表示の対象外となる場合があり、消費者の商品選択の情報が不十分となっている。選定要件の「重量の割合 50%以上」を引き下げるなど表示対象品目の拡大・強化を求める。